

地域計画変更案公告

長井市公告第253号

長井市地域計画（中央地区地域計画）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画を変更しようとする理由を記載した書面及び地域計画の変更案（以下「地域計画変更案等」という。）を次により縦覧に供する。

策定地域の利害関係者は、令和8年7月8日（縦覧期間満了の日）までに、当該地域計画変更案等について、市に意見書を提出することができる。

令和8年6月25日

長井市長 内谷重治



1 地域計画変更案等の縦覧期間

令和8年 6月25日から

令和8年 7月 8日まで

2 地域計画変更案等の縦覧場所

長井市役所農林課 長井市栄町1番1号

3 意見書の提出に当たっての注意事項

意見書の提出ができるのは、当該地域計画変更案等の利害関係人とし、日本語に限り、直接持参、郵送、ファックス及び電子メールにより行うものとする。

また、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告する。

(注) 公告縦覧期間の末日及び異議申出期間の末日が「地方公共団体の休日」に当たるときは、その休日の翌日をもって期限とする。(地方自治法第4条の2)